

兵庫県公報

令和5年7月24日 月曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

選挙管理委員会告示

ページ

○ 令和5年4月23日執行芦屋市議会議員選挙の当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決 …………… 1

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第29号

令和5年4月23日執行芦屋市議会議員選挙の当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決

令和5年4月23日執行の芦屋市議会議員選挙の当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和5年7月24日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

裁 決 書

審査申立人

芦屋市涼風町31-8

遠山 博 大

上記審査申立人（以下「申立人」といいます。）が令和5年5月25日付けで提起した同年4月23日執行の芦屋市議会議員選挙（以下「本件選挙」といいます。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決します。

主 文

本件選挙における当選の効力に関する審査の申立てを棄却します。

審査の申立ての趣旨及び理由

申立人は、本件選挙の当選人孝岡知子（通称：たかおか知子、以下「孝岡候補」といいます。）の当選の効力に関して、令和5年5月8日付けで芦屋市選挙管理委員会（以下「市選管」といいます。）に対して異議の申出をしたところ、市選管は同月18日、この異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」といいます。）をしました。

申立人は、原決定を不服として、原決定を取り消し、孝岡候補の当選を無効とする旨の裁決を求める審査の申立てを行ったものです。

その審査の申立ての理由を要約すると次のとおりです。

- 1 孝岡候補の選挙運動において、小学生程度とみられる者が孝岡候補ののぼりを掲げて練り歩き、孝岡候補の氏名を連呼した行為は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」といいます。）第137条の2が禁止する「年齢満18年未満の者の選挙運動」に該当することから、孝岡候補の当選無効の決定を求めます。
- 2 市選管は、選挙が公明かつ適正に行われるよう、選挙違反等について刑事手続きを所管する官庁に情報提供し、市選管の見解を示し、選挙人の理解を得る責務があります。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものとして認め、市選管から審査の申立てに対する弁明書、申立人から市選管の弁明に対する反論書の提出を求め、慎重に審理を行いました。

1 市選管の弁明の趣旨

- (1) 市選管は、公正な選挙が行われるよう、適宜、啓発、助言、疑義照会に対する対応を行っており、とりわけ選挙運動期間中においては警察当局とも連携、協力し、必要に応じて情報共有を図っています。
- (2) 候補者の選挙運動が法に違反したか否かは、刑事手続きに従い、裁判所の裁判によりなされるものであるため、市選管では当該行為を審理判定する権限を有していません。

2 申立人の反論の趣旨

- (1) 市選管は「公正な選挙が行われるよう、適宜、啓発、助言、疑義照会に対する対応を行っている」と主張していますが、当該選挙違反に対する適切な対応が行われているとは言いがたく、申立人の疑義照会について明確な回答を示さないなど、明らかに職務責任不履行です。
- (2) 市選管は、孝岡候補の選挙運動が法に違反しているか否かの判断を示し、警察当局に情報提供を行ったうえで、刑事手続きを行い、孝岡候補の当選を無効とすべきです。

3 当選無効の判断基準

当選の効力に関する争訟については、「有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、各候補者の有効得票数の算定、または、当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う争訟をいい、広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解するを相当」（東京高等裁判所昭和28年2月17日判決）とされています。

また、「当選人については、その罰則行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められている（公選法第251条）ことに徴すると、当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべき」（名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決）とされています。

この点、申立人は孝岡候補の選挙運動に違法行為があったと主張しますが、前記のとおり当選無効の要件となる違法事由には該当せず、また仮にそのような事実があったとしても、法第251条により刑に処せられる等のことがない限り、孝岡候補の当選が無効となるものではありません。よって、申立人の主張は採用することができません。

4 法第209条に基づく選挙の無効について

法第209条は、当選の効力に関する争訟においても、法第205条第1項に該当する場合は、選挙の全部または一部の無効を決定しなければならないと規定していることから、申立人の主張が、本件選挙を無効とすべき場合に該当するか否かについても判断します。

(1) 選挙無効の判断基準

選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により「選挙の規定に違反」して選挙が行われ、かつ、その規定違反が「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られます。

この「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれらの規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もっとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（最高裁判所昭和61年2月18日判決）とされています。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実を生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合をいう。」（最高裁判所昭和29年9月24日判決）とされています。

(2) 「選挙の規定に違反すること」についての判断

申立人は孝岡候補の選挙運動に違法行為があったと主張しますが、前記のとおり選挙無効の要件となる選挙の規定違反には該当せず、また仮にそのような事実があったとしても、選挙人全般の自由な判断による投票が阻害されたような特段の事態が生じるなど、選挙の自由公正が失われたと認めるに足る証拠もありません。よって、申立人の主張は「選挙の規定に違反すること」に該当せず、本件選挙が無効であるとは認められません。

5 その他

申立人は、市選管が当該選挙違反についての判断を示し、刑事手続きを所管する官庁に情報提供したうえで、刑事手続きを行うべきと主張します。

しかしながら、選挙管理委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第186条に定める選挙に関する事務を管理する行政機関であり、選挙違反に関する具体的案件について、当該行為が違反であるか否かの審査判断を行う権限はなく、法第7条において、選挙の取締を行う機関は検察官、都道府県公安委員会委員及び警察官であるとされています。よって、申立人の主張には理由がありません。

- 6 以上により、申立人の主張にはいずれも理由はないことから、当委員会は、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決します。

令和5年7月24日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

教示

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができます。